

# 熊本県公報

第 1 2 4 3 1 号 平成 27 年 6 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

# 目 次

		吉			亦																																	
																																				課		1
																															<b></b>	腑	有	文	抸	課)	)	Ι
$\bigcirc$	指	定	介	護	予	防	サ	_	ピ	ス	事	業	者	$\mathcal{O}$	指	定	٠.	٠.	٠.						٠		•	 		(			J	J			)	2
$\bigcirc$	熊	本	県	農	業	制	度	資	金	利	子	補	給	費	補	助	金	交	付	要	項	$\mathcal{O}$	_	- 卋	13	坆	正				(	寸	体	支	援	課)	)	2
								支																						章 2	が	٧ì	者	支	援	課	)	2
_	7,11	公		_	告		// !	-	***	•	//~	_			<i></i>														` '	, .			_	-	***	1714		
$\bigcirc$	+	担	档	۸۱,	崇	庄	鉗	<u>\frac{1}{12}</u>	抽	洪	1.7	其	づ	/	承	絩	屈	ж											( B	占 .	т:	振	餇	仝	融	課)	)	2
																													7	□.J -		1/1/	<del>//</del>		山江	HVK /	, \	_
								立																					(							(	,	3
								立																					(				IJ			,	)	3
$\bigcirc$	肥	料	登	録	有	効	期	間	更	新					٠.						٠.				•			 			(	農	業	技	術	課)	)	4
$\bigcirc$	県	営	土	地	改	良	事	業	変	更	計	画	$\mathcal{O}$	決	定													 			(	農	村	計	画	課)	)	4
								る																									(	建	築	課	)	4
$\bigcirc$	土	地	改	良	X	定	款	変	更	0	認	可								٠.								 			(	農	村	計	画	課	)	4
								変																							(			IJ			)	4
								計																							•	農	業	振	興	課	)	4
								計																				( ~	•			<i>J.</i>			•		)	5
								$\mathcal{O}$																				 ` .			(	農	杜	計	画	課	)	5
$\overline{}$			-				- '	頼	~	مدر	<i>//</i>		/J/ L	1																	` .	/12	1 3	н		H/IC/	,	Ŭ
$\bigcirc$		_						棄	坳	<i>h</i> Л.	押	計	誧	桧	計	丕	昌	<u></u>	$\sigma$	盟	煶							 			(	晋	音	寀	謠	会)	)	6
																																						6
$\cup$	八只	4	炞	ㅗ	耒	川	小	道	八	<b></b>	况	忹	V		山)	2	ليّل	止	9	3	况	忹	•	٠.	٠	• •	•	Ĺ	Ľ,	村,	/¤J	心	伤	腔	苎	課)	,	О

#### 告 示

# 熊本県告示第594号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- . 施行者の名称 荒尾市
- 2 都市計画事業の種類 荒尾都市計画下水道事業
- 3 事業施行期間 昭和43年12月28日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分
    - 変更無し
  - (2) 使用の部分

平成23年3月25日熊本県告示第11995号の事業地のうち、熊本県荒尾市 平山字八反田地内において事業地を変更し、同事業地に熊本県荒尾市大島字新四ツ山・字 北新地・字笹原・字星穂山・字割山、平山字長谷・字下長谷、蔵満字稗田、水野字扇浦・ 字筒井川・字南天堤・字唐猫・字玉口・字北大久保及び字南大久保地内を加える。

# 熊本県告示第595号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
社会福祉法人三和会	ヘルパーステー ションすまいる	上益城郡山都町 今322番地1	平成27年 7月1日	訪問介護

## 熊本県告示第596号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年6月30日

熊本県知	事蒲	島	郁	夫

	ı	700 )	. N N 1 1111	110 )(
事業者の名称又			l	サービスの種
1 // // // // // // // // // // // // //	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	
は氏名	→ / / / / · · · · · · · · · · · · · · ·		10 / 1 / 1 / 1	類
14 17 71				大只
社会福祉法人三	ヘルパーステー	上大城那山郏町	平成27年	介護予防訪問
	1,12,1			
和会	ションすまいる	今322番地1	7月1日	介護
[ 14 <del> </del> 15	ションリまいる	勺 a Z Z 留 地 I	<i>(</i> / / 1	川 碊

## 熊本県告示第597号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(平成24年熊本県告示694号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金」を「、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県みかん価格下落対策経営安定資金及び熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金融通措置要項第2に規定する熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金」に改める。

第9条第2項中「及び熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項」を「、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金融通措置要項及び熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金融通措置要項」に改める。

別表第1に次のように加える。

熊本県みかん価格下落対策経営安定資 虚 置要項別表のC欄に定める率 熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金 順本県阿蘇火山活動等降灰対策資金 原本県阿蘇火山活動等降灰対策資金融通措置要 項別表のC欄に定める率

附 則

この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成27年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

## 熊本県告示第598号

一児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及	事業者の名称、主た	指定年月日	事業所番号	障害児通所
び所在地	る事務所の所在地及			支援の種類
	び代表者の氏名			
みらい	株式会社未来パーク	平成27年	4351400074	指定児童発
上益城郡嘉島町	上益城郡嘉島町大字	7月1日		達支援
大字上六嘉13	上六嘉1382番地			指定放課後
8 2 番地 2	2			等デイサー
	藤田 良美			ビス

# 公 告

# 熊本県公告第434号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成27年6年30日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

大規模小売店舗の名称及び所在地 1

ドラッグコスモス阿蘇店

阿蘇市西町字西瀬戸口849-1の一部

- 大規模小売店舗の譲渡があった年月日 平成15年10月30日
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

(承継前) ダイワロイヤル株式会社 代表取締役

東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 (承継後) 隆 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号

- 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
  - 1,698平方メートル
- 届出年月日 5

平成27年6月15日

## 熊本県公告第435号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出が あったので、次のとおりその概要を公告する。 平成27年6年30日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス津奈木店

- 水俣市小津奈木町字大丸472-1 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
- 平成15年10月16日
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

(承継前) ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号 健

英蓉総合リース株式会社 代表取締役 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号 (承継後) 降

- 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
  - 1,680平方メートル
- 届出年月日

平成27年6月15日

#### 熊本県公告第436号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出が あったので、次のとおりその概要を公告する。 平成27年6年30日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

周一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイソー荒尾店・マミーズ緑丘店
  - 荒尾市本井手字大谷1574番地1ほか
- 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
- 平成25年3月21日
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 3 氏名

(承継前) ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

株式会社マミーズ 代表取締役社長 福岡県柳川市筑紫町334番地16

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号 (承継後) 隆 佐藤 株式会社マミーズ 代表取締役社長 石田

福岡県柳川市筑紫町334番地16

- 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積 4
  - 753平方メートル
- 届出年月日 5

平成27年6月15日

## 熊本県公告第437号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の 登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。 平成27年6月30日

熊

本

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量	その他の	生産業者の氏名	有効期限
	種類	名 称	(%)	規格	又は名称及び住	
					所	
熊本県肥	炭酸カ	粒状炭	アルカリ分	含有を許され	有限会社谷脇石	平成33
第 1 2 6	ルシウ	酸苦土	: 55.0	る有害成分の	灰工業所	年 5 月 2
9 号	ム肥料	石灰	可溶性苦土	最大量及びそ	熊本県宇城市松	4 日
			: 10.0	の他の制限事	橋町曲野330	
				項は、公定規	4 - 5	
				格のとおり。		

#### 熊本県公告第438号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営長坂地区土地改良事業(農業用用排水施設)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のよう に縦覧に供する。

. の土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に異議申立てをすることができる。 平成27年6月30日

縦覧に供する書類の名称

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 変更後の県営長坂地区土地改良事業(農業用用排水施設)計画書の写し

2

平成27年7月1日から平成27年7月29日まで

縦覧場所 山鹿市役所

## 熊本県公告第439号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月30日

熊本県知事 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 (二工区)

山鹿市山鹿字堀明987番3の一部

9,196.97平方メートル (全体面積 18,336.17平方メートル)

開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 山鹿市

# 熊本県公告第440号

山鹿市に事務所を置く菊鹿町土地改良区理事長小林博臣から平成27年5月27日付け で申請のあった定款の変更については、平成27年6月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島が大

# 熊本県公告第441号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区理事長尾﨑雅夫から平成27年6月1日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年6月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。 平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県公告第442号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年6月30日から同年7月13日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の記	没定等を受ける者	   賃借権の設定等を受ける土地				
氏名又は名称	住 所	具個性の故た寺を支りる工地				
有限会社髙木牧	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字大鶴102番1ほ				
場		か 6 筆				
農事組合法人元	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二				
白旗		1853番1ほか6筆				
農事組合法人や	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字山出635				
まいで		番ほか7筆				
德満 成人	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字下坂下字西米田30				
		5 4 番 1				

2 申請年月日

平成27年6月15日

## 熊本県公告第443号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年6月30日から同年7月13日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 農用地利用配分計画の概要

	n n · M >	
賃借権の記	設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	貝信惟の故た寺を文ける上地
坂本 正信	玉名市小浜	玉名市小浜字上牟田417番2ほか1
		筆
中島 誠	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町鍋字中原37番ほか1筆
倉田 勝男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1045番ほ
		か 2 筆

2 申請年月日

平成27年6月16日

## 熊本県公告第444号

デ土市に事務所を置く宇土八水土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		W// N/(W) 1. III ED III >C
役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	本田 健二	宇土市新開町1484番地
理事	牧 弘則	熊本市南区富合町榎津1166番地
理事	野村 義光	宇土市網津町2107番地
理事	大橋 賢二	熊本市南区富合町釈迦堂18番地
理事	浅川 憲一	宇土市栗崎町285番地
理事	小山 節雄	宇土市走潟町515番地
理事	福島勝義	宇土市三拾町697番地
理事	藤井 惠一	熊本市南区富合町廻江755番地
監事	永井 如矢	宇土市笹原町1157番地

監事 上田 武 熊本市南区富合町硴江358番地 監事 安田 鷹嗣 宇土市松山町4949番地 就任 理事 古山 秀一 宇土市神馬町176番地 理事 旭 一人 宇土市岩古曽町2410番地 理事 本田 健 二 宇土市新開町1484番地 理事 田代 洋一 宇土市走潟町112番地2 山本 理事 賢一 宇土市住吉町2626番地 熊本市南区富合町榎津1166番地 理事 牧 弘則 理事 北野 安正 熊本市南区富合町田尻66番地 理事 志垣 啓 熊本市南区富合町小岩瀬954番地 監事 和田 愼一 宇土市椿原町946番地 中川 監事 悟 宇土市網津町2846番地 監事 熊本市南区富合町古閑1165番地 中熊 捷征

## 登載依頼

# 熊本県環境審議会公告第3号

第1回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の会議を次のとおり開催します。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年6月30日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

1 開催日時

平成27年7月9日(木)午前10時から正午まで(予定)

開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号 ホテル熊本テルサ3階 たい樹

議題

- (1)委員長及び副委員長の選出について
- 熊本県廃棄物処理計画について (2)
- 廃棄物処理計画の基本的な考え方について (3)
- 4)
- 一般廃棄物の現状と課題について 産業廃棄物の現状と課題について (5)
- 災害廃棄物処理に関する項目について (6)
- その他 (7)
- 傍聴者の定員

5 人

- 傍聴手続
  - ) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。 ) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終 (1)
  - 了します。
- 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県廃棄物処理計画検討委員会事務局(熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課) 096-333-2277

## 熊本県公営企業管理規程第7号

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程

熊本県工業用水道供給規程(昭和50年熊本県公営企業管理規程第4号)の一部を次の ように改正する。

第24条第2項中「前項の費用に、当該配水支管の配水能力に対する当該配水支管から 給水を受ける水量の割合を乗じて得た金額の範囲内で負担額を決定する」を「前項の費用が、給水料金収入等を勘案して算定する管理者負担限度額を上回った場合、その上回った額を使用者の負担額として決定する。なお、当該配水支管から複数の者が給水を受ける場合、または複数の者が給水を受けることが見込まれる場合は、当該配水支管の配水能力に

対する当該配水支管から給水を受ける水量の割合に応じて負担額を按分することができ 5 」に改める
マップ